

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しています。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、全ての利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

該当ありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水 清人	4,900,000	49.00
エア・ウォーター株式会社	4,000,000	40.00
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	153,800	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	48,400	0.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	32,800	0.33
クレディ・スイス証券株式会社	27,000	0.27
川村 孝士	24,200	0.24
JPモルガン証券株式会社	23,200	0.23
野村證券株式会社	21,339	0.21
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	19,100	0.19

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
奥澤 明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥澤 明		なし	上場会社の執行役員及び子会社の社長としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし当社の業務執行における適正性に有用な指摘・提言を頂くことが期待できることから、当社の社外取締役に選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査手続、日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しています。また、会計監査人より事業年度を通じて監査の方法及びその結果について報告を受けています。

監査役は、内部監査部門による内部監査計画並びに監査・調査の結果について報告を受け、必要案件について意見交換しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
園部 敏之	他の会社の出身者														
飯長 敦	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
園部 敏之	なし		金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の業務執行における適正性に有用な指摘・提言を頂き、監査機能を十分に発揮して頂ける期待ができることから独立役員として指定しております。
飯長 敦	なし		当社のその他の関係会社でありますエア・ウォーター株式会社の常務取締役IT推進部担当を務め、IT、財務会計並びに管理会計等に関する豊富な経験及び専門の見地からの高い見識を有しており、社外監査役としてこれらの経験と見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、また、同社に対する依存度は低く、同社から過大な影響を受けることはないことから一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して招集を決定する時点において、資料の事前配布および事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は7名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む3名で構成されております。毎月1回監査役会を開催し、監査計画に基づく監査実施状況を確認しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が監査を実施しております。2020年12月期において監査を執行した公認会計士は鹿島高弘氏、梅谷哲史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他7名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容及び事業規模に鑑み、業務執行意思決定のスピード、監督、監査機能のバランスを効率的に発揮するべく、上記のような体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表を検討しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を随時実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストや機関投資家向けに会社説明会を実施する予定であり、証券取引所や証券会社が主催する合同IR説明会にも積極的に参加する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、全てのステークホルダーに対する行動規範として「コンプライアンス規程」を定め、全役員及び従業員に周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちは一企業市民として、お取引頂いている企業の方、医院様、そして患者様と同じく、地域においても、喜んで頂ける存在であるよう努めその社会的責任を果たしていかなければならないと考えています。2009年より始めた、県内保健施設及び、市内の小・中学校へのマスク配布、並びに地域公共施設へのAED提供は、このような思いから毎年実施しており、小さな一歩ではありますが従業員一人一人が地域の皆様の健康を守り、より安心して暮らしていける環境づくりに繋げていきたいと考えております。その他の社会貢献活動については、今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して、適時に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報開示に努めて参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2017年4月18日開催の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。概要は次のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するために、以下のとおり体制を整備する。

1. 当社の役員及び従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

- (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を遵守する為の「企業行動指針」「社員行動指針」を制定し、全社に周知・徹底する。
- (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、社長を推進責任者とし取締役会で当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 当社は、「内部通報制度運用規程」を設け、当社の従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

2. 当社の取締役の職務の遂行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失における危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は「リスクマネジメント管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

4. 当社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (2) 内部監査担当は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、経営管理部および内部監査担当の従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社の取締役等および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役等は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

経営会議で審議された重要な事項
業務報告会等で報告された重要な事項
会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
内部監査に関する重要な事項

重大な法令・定款違反に関する事項

その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- (2) 当社の取締役等および従業員は、上記(1)の 、 および に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(4)の内部通報運用規程に定められた連絡窓口に通報する、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役等および従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告の作成および内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
- (2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備および運用を行う。
- (3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (4) 内部監査担当は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し当社の役員、従業員に周知徹底する。
- (2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念のもと、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一時的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

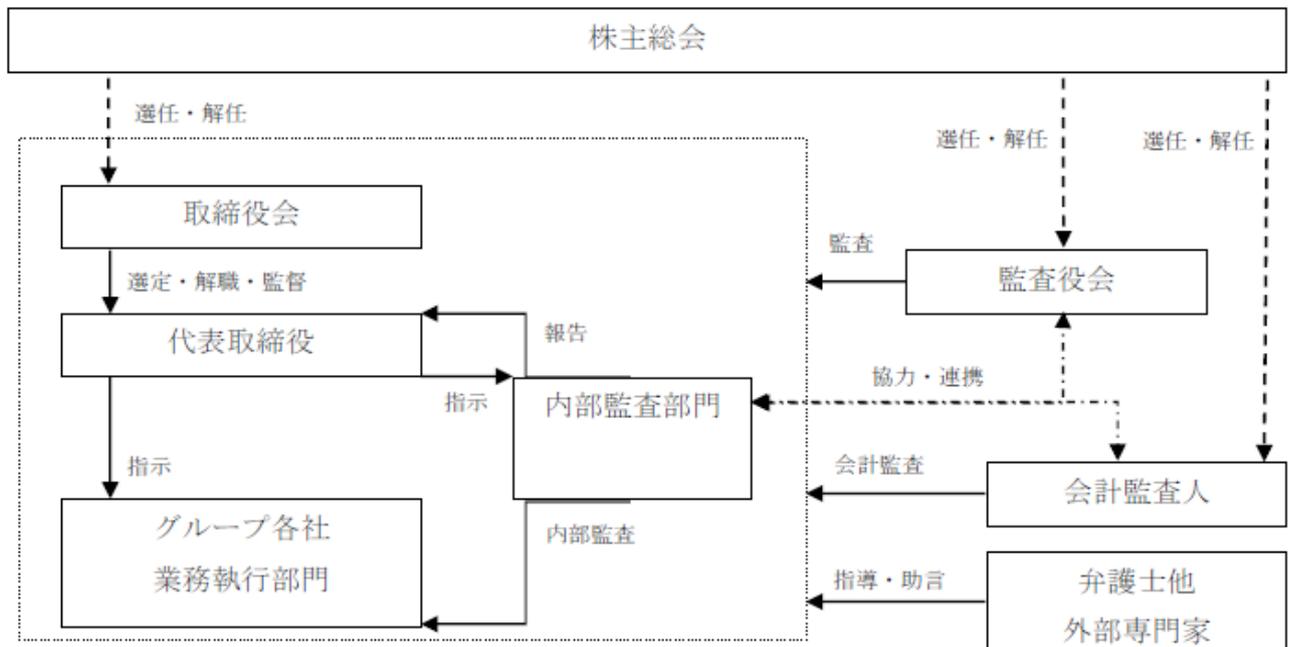
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスの体制及び適時開示フローは、次のとおりです。

【模式図(参考資料)】

(1) 当社グループのコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりです。

